令和2年度 第1回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年4月16日(木) 午前9時40分から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎 7 階)

三 出席者

1 人事委員 委員長 小松哲也

委 員 上田博久

委 員 中本 久美子

2 事務局職員 事務局長 川 本 晴 彦 次長兼任用課長 山 添 久

給与課長 川 口 豊 長 主 幹 尾 田 聡 子 係 長 毎 野 卓 実 係 長 髙 多 孝 典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四議題

議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度)の実施について

議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の実施について

報告第1号 令和2年度給与勧告等に関する要求書について

報告第2号 令和元年度事業場調査の結果について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号及び第2号

鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度)の実施及び鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の実施について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

○議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度)の実施について 令和3年4月1日採用予定の標記の採用試験を、次のとおり実施する。

1 概要

(1) 募集職種·採用予定者数

	採用予定者数	
事務	一般コース	25名程度
す 伤	総合分野コース	5名程度
	福祉コース	5名程度
社会福祉	心理コース	3名程度
	手話コース	1名程度

総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
	保 健 師	2名程度
	農業	8名程度
	林 業	2名程度
	土 木	8名程度
	獣 医 師	4名程度
	畜 産	1名程度
	水 産	2名程度
	建築	1名程度
	警察行政	4名程度
計		73名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

保健師:昭和60年(1985年)4月2日以降に生まれた人 獣医師:昭和45年(1970年)4月2日以降に生まれた人

その他の職種: ① 昭和60年(1985年)4月2日から平成11年(1999年)4月 1日までに生まれた人

② 平成11年(1999年)4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人若しくは令和3年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

※ ②に該当する人は、9月27日(日)に実施予定の高校卒業程度試験は 受験不可。

イ 資格・免許等

社会福祉、総合化学(食品化学コース)、保健師及び獣医師には、職種に係る資格・免許等 が必要。

ウ国籍

日本国籍を有しない人にあっては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和3年 3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察行政は日本国籍が必要。

(3) 試験内容

アイ、ウ以外

試	験 種 目	配 点		内容
公	教養試験	150点		[多肢選択式・・・50問 2時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能につい ての筆記試験
第 1 次 試 專門試験	(事務) 160点	一般コース	[多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験	
	(1) 11 (10)		外の職種) 00点	[多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験	120点		[1問 1時間]

			公務員として必要な識見、思考力、表現力などの
			能力についての筆記試験
	適性検査	_	職務遂行に関する適性についての検査
第	第 2 次 人物試験	(事務)	集団討論及び個別面接による人物についての口述
2		600点	試験
2 次 人物試験 試 験	八物武歌	(事務以外の職種)	集団討論及び個別面接による人物、専門的知識に
験	験	600点	ついての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。) また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用 する。(第1次試験合格者のみ判定。)

イ 事務 (総合分野コース)

試	験 種 目	配点	内容
	教養試験	100点	[多肢選択式・・・50問 2時間30分]
	秋食叶 蕨	100%	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
			[2時間]
第	エントリーシート	100点	①志望理由、②自己PR、③チャレンジした経験の3つのテーマ
1	シート	100%	で出題
1 次試			※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
験			[1問 1時間]
	論文試験	120点	公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記
			試験
	適性検査		職務遂行に関する適性についての検査
第 2			
2 次試	人物試験	人物試験 600点 集団討論及び個別面接	集団討論及び個別面接による人物についての口述試験
試験			

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。) また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用 する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

ウ 警察行政

試	験 種 目	配点	内	容
第	教養試験	150点	[多肢選択式・・・50問 公務員として必要な一般 記試験	2時間30分] 般的な知識及び知能についての筆
1次試験	論文試験	200点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、 いての筆記試験	思考力、表現力などの能力につ
	適性検査	_	職務遂行に関する適性は	こついての検査
第2次試験	人物試験	500点	個別面接による人物に	ついての口述試験

- ※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。
- (注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。) また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、第1次試験で実施する論文試験は、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(4) 試験日程

(1)					
受 付 期 間		4月30日(木)~5月25日(月)(消印有効) (インターネット受付:4月30日(木)午前9時~5月25日(月)午後5時)			
	試 験 日	6月28日 (日)			
第1次試験	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取市内(調整中) 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場:立教大学池袋キャンパス5号館 大阪会場:関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館			
	合格者発表	7月9日(木)(予定)			
第2次試験	試 験 日	警察行政以外7月下旬~8月上旬のうち指定する1日(予定)警察行政8月5日(水)(予定)			
	試 験 会 場	警察行政以外 鳥取県庁会議室 警察行政 鳥取県警察本部庁舎会議室			
	採用候補者発表	警察行政以外 8月中旬(予定) 警察行政 8月24日(月)(予定)			

[※]上記内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更することがある。

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。 また、求人サイトへ求人情報を掲載する。

○議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の実施について 令和3年4月1日採用予定の標記の試験を、次のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、 組織・人事の活性化を図る。

(2) 募集職種·採用予定者数

	職種	採用予定者数
事務	新時代創造エキスパートコース	3名程度

一般コース 1名程度

(3) 受験資格

ア年齢

昭和36年(1961年)4月2日以降に生まれた人であること。

イ 資格・職務経験等

(ア) 事務 (新時代創造エキスパートコース)

鳥取県の新時代創造に向けた以下の主要課題に積極的に取組む強い意欲と有用な職務経験を通算して5年以上有している人(県政の主要課題の内容については、「鳥取県令和新時代創生戦略」の内容を参照)

- ・豊かな観光資源を活かした戦略的観光立県
- ・外国人が憧れる・訪れる鳥取
- ・スポーツによる交流促進
- 農林水産業の活力増進
- ・将来を担う若き担い手の活躍
- ・地球規模での環境課題への対応
- ・海洋・森林等の環境保全と利活用の推進
- ・結婚・出産・子育ての希望を叶える
- ・地域で子育て世代を支える
- ・未来を拓く人づくり
- ・地域を支える人財の育成
- ・女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり
- ・絆を活かした中山間地域・まちなか振興
- 健康寿命の延伸
- ・鳥取ならではの「防災文化づくり」
- ・「移り住みたい」・「住み続けたい」・「帰りたい」鳥取県
- ・ 関係人口の拡大
- ・次世代産業の成長による県経済の持続的発展と商圏拡大
- ・戦略的な産業人材の育成・確保
- ・自らの能力を発揮できる働き方の実現
- ・暮らしやすく元気になるまちづくり
- ・アート・文化による地域づくり
- ・ 強靭な防災基盤の構築
- ・持続可能なインフラ整備や行政運営
- ① 「職務経験」は、平成22年4月1日から令和2年4月30日までの間に、社員等として1つの民間企業等(公的団体を含む。)に1年以上継続して就業(1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業)した期間が該当します。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、同じ主要課題に有用な場合に限りそれらを通算することができます。
- ③1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等(公的団体を含む。)に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中途で就職又は 退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

(イ) 事務 (一般コース)

民間企業等(公的団体を含む。)における職務経験を通算して5年以上有している人

- ① 「職務経験」は、平成22年4月1日から令和2年4月30日までの間に、社員等として1つの民間企業等(公的団体を含む。)に1年以上継続して就業(1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業)した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等(公的団体を含む。)に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中途で就職又は 退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

ウ 国籍要件

日本国籍を有しない人は、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和3年3月3 1日までに取得見込みであること。

(4) 試験内容

ア 事務 (新時代創造エキスパートコース)

試	験 種 目	内容
	基礎能力試験	[多肢選択式・・・70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験 (SPI3(基礎能力のみ))
第1次試験	アピールシート	[90分] ①経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題。 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査	職務遂行等に関する適性についての検査
第2次	人物試験	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

(注) 配点は第1次試験200点、第2次試験600点。

第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として 使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

イ 事務(一般コース)

試	験 種 目	配点	内容
	基礎能力試験	100点	[多肢選択式・・・70問 45分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理等の基礎能力 についての筆記試験
第1次試験	エントリーシート	100点	[2時間] ① 職務経験等、②鳥取県職員として取り組んでみたい仕事、 ③自己PR の3つのテーマで出題 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	論文試験	120点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆 記試験
	適性検査	_	職務遂行等に関する適性についての検査
第2次	人物試験	600点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者の み採点。)

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(5) 試験日程

受付期間		4月30日(木)~5月25日(月)(消印有効) (インターネット受付 4月30日(木)午前9時~5月25日(月)午後5 時)
	試 験 日	6月28日(日)
第1次試験	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取市内(調整中) 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場:立教大学池袋キャンパス5号館 大阪会場:関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館
	合格者発表	7月9日(木)(予定)
结	試 験 日	7月25日(土)~26日(日)(予定)
試験 第2次	試 験 会 場	鳥取県庁会議室
	採用候補者発表	8月中旬(予定)

[※]上記内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により変更することがある。

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。また、転職サイト及び新聞へ求人情報を掲載する。

【質疑等】

委員:最初の説明で、環境コースの採用候補者が近年0となっているということだが、今回は最初から募集しないということは、募集しなくても県の業務に支障はないということか。

事務局:支障はない。

委員:民間企業等経験者対象の採用予定者数は、エキスパートコースが昨年の4名が3名になったのは理由があるのか。

事務局:今年度は民間経験者などを氷河期世代チャレンジ枠で採用するので、それとのバランスで少なくなっている。

委員:新型コロナウイルス関連で、今のような緊急事態が続いた場合であっても、東京や大阪の会場で実施できるのか。東京や大阪がどのような状況であってもやるということなのか、あるいは、こういう状況ならこういう形で実施するなど、何か考えているか。

事務局:緊急事態宣言が解除になっていれば東京、大阪でも実施する。もし東京、大阪で宣言が続いていれば、東京、大阪ではやらずに、受験したい方は鳥取県に来て受けてもらう、あるいは、1、2か月日程を後ろ倒ししてやることも考えている。他県の実施状況の傾向としては、東京会場では集合試験をやらずに、緊急事態が解除になってから各自がテストセンターに行き受験させる方法や東京、大阪は実施しないなど、延期とせずに強行でやっているところが結構ある。

委員:場所の変更の判断はいつ頃までに行うのか。

事務局:1ヶ月前までにアナウンスしないといけないと考えている。そこから状況が悪い方に急転するとやむを得ない部分もあるが、ある程度1ヶ月前の状況で判断しようと考えている。

委員:東京で受けたい方が鳥取会場に変更となると、会場の確保が大変では。

事務局:なんとか確保していく。

委 員:随時判断していくしかない。

委員: いろんなことを想定しながら考えていくということで了解した。

◇報告第1号

令和2年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説明】



2020年4月13日

鳥取県人事委員会 委員長 小 松 哲 也 様

> 鳥取県職員労働組合 執行委員長 三 浦 敏 樹

鳥取県現業公企職員労働組合 執行委員長 苗 村 るみ子

鳥取県教職員組合 執行委員長 井 上 匡 央 長 執 茂

鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡島恒志

鳥取県教育委員会事務局職員組合 執行委員長 梶 川 和 則

鳥取県会計年度任用職員労働組合 執行委員長 岩 崎 尚 美

地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター職員労働組合 執行委員長 今 岡 睦 明

全日本自治団体労働組合鳥取県本部 執行委員長 山口 一樹

2020年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、地方自治の発展と、それを支える地方公務員の賃金労働条件の整備に日々ご精励のことと存じます。

私たち鳥取県に働く全ての地方公務員は、雇用形態に関わりなく、県民の負託に応え、 豊かな地方自治と教育を創造するために励んでおります。しかし、本県の賃金水準は全国 最低であり、人材の確保が困難になりつつあり、とりわけ学校では教員の確保ができない 状態となっています。

貴委員会は、地方公務員の労働基本権制約の代償機関であることを含め、職員の利益保 護の役割を十分に果たすことが求められます。また、鳥取県の人口流出が続き、県職員へ の応募者が減少し続けている現状を十分にふまえ、下記事項の実現に向けて、最大限の努 力をいただきますよう要求します。





- 賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、給与水準も同様に全国水 準に合わせて改善すること。
- (2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を確保すること。

二 非正規雇用職員の処遇改善の要求

- (1) 公務の運営に欠かせない非正規雇用職員の任用や処遇改善に関わって、2017 年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」を ふまえ、処遇が改善される方向で人事委員会として可能な対応を行うこと。
- (2) 会計年度任用職員の休暇制度、とりわけ有給休暇を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。

三 職位整備の要求

- (1) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発 に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導す ること。
- (2) 職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう任命権者に指導すること。

四 諸手当改善の要求

- (1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。
- (2) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
 - ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる費用を全額支 給とすること。
 - イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (3) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。
- (4) 扶養手当を以下のとおり改善すること。
 - ア 子の扶養手当の額を国と同額にすること。
 - イ 教育加算額を引き上げること。
 - ウ 他の扶養者の所得の多寡に関わらず、手当を支給すること。
- (5) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。
- (6) 高齢者部分休業をした者の退職手当における除算期間を、実際に休業を行った時間を基に計算すること。

五 休暇制度改善の要求

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
 - ア 現在1疾病180日間のクーリング期間について国にあわせて短縮すること。
 - イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。
 - ウ 病気休暇の積算対象とならない、定期通院に対して職務専念義務免除とすること。
- (2) 介護に係る支援制度を以下のとおり改善すること。
 - ア 介護休暇期間を1年に延長すること。

- イ 介護休暇の対象範囲を三親等まで拡大すること。
- ウ 介護休業制度を創設すること。
- (3) 特別休暇の育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。
- (4) 子の看護休暇の対象を以下のとおり改善すること。
 - ア 日数を増やすこと。
 - イ 対象年齢を18歳まで拡大すること。
 - ウ 取得要件を緩和すること。
- (5) 家族看護休暇を新設すること。
- (6) 不妊治療に関する休暇を以下の通り改善すること。
 - ア 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対 して指導すること。
 - イ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。
- (7) 夏季休暇の取得期間を10月までに拡充すること。
- (8) 子育て部分休暇を小学6年生まで拡充すること。
- (9) 入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる育児目的休暇を制度化 すること。
- (10) 結婚休暇について、取得期間を概ね1年以内に延長すること。

六 労働基準監督強化の要求

- (1) 教員を含めた全ての職員の正確な実態を記載するとともに、各任命権者に対し、 時間外勤務の実態把握はもとより、必要な人員配置や増員、業務の廃止も含めた見 直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう各任命権者に対して指導する こと。
- (2) 時間外勤務の上限規制その他職員の勤務条件が適切に守られているか定期的に調査し、必要に応じて各任命権者に対して是正勧告を行うなど、人事委員会として労働基準監督権を適切に行使すること。

七 職場環境改善の要求

- (1) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握した うえで、実効性あるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立を するよう各任命権者を指導すること。
- (3) ハラスメントが発生しないよう、任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、発生した場合の対応について指針の見直しも含め、任命権者への指導を行うこと。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、 特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に対して指導すること。
- (5) 休職者の職場復帰支援策の改善を任命権者に指導すること。
- (6) 介護離職者の再採用制度を創設すること。
- (7) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度とすること。
- (8) 職場の労働安全衛生を維持・向上させるために必要な措置を講じるよう各任命権者に対して指導すること。
- (9) 妊娠時の業務軽減のため、会計年度任用職員等を配置できるよう予算措置を講ず

るように指導すること。

- (10) 労働基準法第 36 条第 1 項に規定する協定について、遵守するよう適切に指導すること。
- (11) 他の地方公共団体及び民間の状況を踏まえ、禁錮以上の刑を受けた場合の救済措置を定めた条例制度の制定について勧告・報告を行うこと。
- (12) 人事委員会事務局が、人事評価制度等の勤務条件等の相談窓口であることを県職員に周知すること。

八 高齢者雇用制度の要求

- (1) 無年金期間を解消するために定年延長を確実に実現するよう意見の申出を行うこと。
 - (2) 再任用職員の給与については、以下のとおり任命権者に対して必要な対応を図る こと。
 - ア 再任用される級の最高号級の7割以上の水準を確保すること。
 - イ 生活関連手当を支給すること。
 - ウ 年収について、退職前の7割以上を確保すること。
 - (3) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間 勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。

以上

◇報告第2号

令和元年度事業場調査の結果について、事務局が説明した。

【説明】

1 調査概要

労働基準法及び労働安全衛生法遵守の観点から、人事委員会が労働基準監督の職権を行使する115事業場(12号事業場(教育・研究・調査)及び官公署)に対して実施した。調査内容は次のとおり。

- (1) 労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係
- (2) 労働基準法に規定される基準・遵守事項関係

2 調查結果、対応等

(1) 労働安全衛生法に規定される基準・遵守事項関係

ア 安全衛生管理体制 (ボイラー等取扱体制、衛生管理者、安全推進者 (知事部局)、衛生推進者等 の選任状況並びに衛生委員会の開催)

- イ 事故発生回数・死傷病者数
- ウ 危険又は有害な業務の有無・取扱状況

【調査結果】

<台帳調査>

・ア~ウいずれも、特段の指導事項なし。

<実地調査>

・10 事業場(法令に定める特定化学物質等及びボイラー等の機械を取り扱う所属 3 4 事業場のうち、10 事業場を調査。平成 28 年度は 4 事業場、平成 29 年度・30 年度は各 10 事業場実施。)

・一部に手続きの不備等の瑕疵が散見されるものの、各事業場とも概ね適正な安全措置を講じているものと確認した。

なお、3事業所で保管義務のある局所排気装置の定期自主検査の記録の不備(使用時に検査 していた。)があった。(口頭指導済み)

また、1事業所で特定化学物質を取り扱う作業場への立入禁止等の措置及びその旨の表示について不備があった。(口頭指導済み。)

(2) 労働基準法に規定される基準・遵守事項関係(勤務時間割振、週休日、時間外勤務及び休日勤務 に関する協定(以下、「36協定」))

【調査結果及び対応等】

- ・36協定に定める月間限度時間の超過が2事業場、1日の限度時間の超過が2事業場あった。 (計3事業場 ※1事業場は重複)
- ・繁忙期に職員の休職等が重なった例や、突発事例への対応等の事情があるものの、限度時間等 協定内容の認識不足が主な原因である。
- ・36協定違反があった所属に対しては、「協定違反は努力目標ではなく使用者に刑事罰が科される可能性もあること」、「協定遵守が不可能となった時点で直ちに変更届を提出すること」、 等の注意事項と併せて、文書により是正指導を行うとともに、訪問による指導も行うこととする。
- 3 今後の労働基準監督、労働安全衛生管理について

労働基準法や労働安全衛生法に係る規定の遵守については、毎年、一部の所属で違反がみられる状況が続いている。(36協定違反: 28年度3所属→29年度5所属→30年度3所属→R1年度3所属)いずれの違反事例も法令等の内容についての理解が不十分なことに起因するものであることから、事業場調査等を通じた指導助言のほか、本年度と同様に年度当初にすべての対象事業場に対し、違反事例を示した注意喚起文書を送付する等の方法により、違反の未然防止を図ることとしたい。

【質疑等】

委員:注意喚起の文書を送って、受け取った側は読んでおられると思うが、今回の事例でも認識不足が主な原因ということで、注意喚起の文書を送っただけだと周知できないのかなという気がする。その辺、何かよりこうした方が良いのではということはあるか。

事務局: 意識を徹底するためにも、我々が行って法律を遵守しないと刑事罰まであるということを徹底 していくことだと思っている。

委員: 例えば、人事委員会の権限で抜き打ちで行くような形と、前もって何月何日に行きますとする のでは、良い悪いは別にして結果が違ってくる。

事務局:基本的には前もって連絡してから行っている。よって、きちんと書類をしておかないといけない場合などは、繕われたりすることもなくはない。

委員:一つの提案だが、たくさんの稟議が送られてくると表題だけ見て判子を押し回してしまうということが現場ではよくあるので、「今後どのようにしようと思うか」「自分の所ではどうしているか」などを回答してもらうようにすると、一回通して見た後に、担当者がそこに回答を書いてもう一回稟議が回るので、回答案の確認のために元の文書をしっかり見ることとなり周知が図られることになる。そんなに悩ますようなものだと現場の忙しさを助長してしまうので、簡単なものでもよいので何かしらアンサーがあると読んでもらえる率が高まるのではないか。

事務局:県でも監査を受けたときの指摘事項などに対して出させるようになっている。そういう工夫も ちょっと考えてみたいと思う。

六 次回人事委員会の開催

令和2年5月11日(月)午後3時から開催することとした。